

## 美容所開設届出事項変更届出書

事項	美容所開設届出事項を変更したとき
提出部数	1部
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 伝染性疾病の有無若しくは病名に変更があった場合又は美容師を新たに使用する場合は、美容師についての伝染性疾病の有無に関する医師の診断書</li> <li>2 管理美容師の設置又は変更の場合は、管理美容師であることを証する書類</li> <li>3 構造設備の変更があった場合は、平面図（寸法及び設備の配置を明示すること。）</li> <li>4 理（美）容師を新たに使用する場合は、理（美）容師免許証の写し</li> <li>5 法人の登記事項（法人名、所在地、代表者）の変更の場合は、登記事項証明書（届出日前6か月以内に発行されたもの）</li> </ol>
手数料	—
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開設者欄には、法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者名を記入すること。</li> <li>2 上記の「伝染性疾病」とは、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病をいう。</li> </ol>

美容所開設届出事項変更届出書

年 月 日

松本市保健所長 様

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 美容所の名称及び所在地
  
- 2 変更があった事項  
（変更前）  
  
（変更後）
  
- 3 変更年月日

添付書類

- 1 伝染性疾病の有無若しくは病名に変更があった場合又は美容師を新たに使用する場合は、美容師についての伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 管理美容師の設置又は変更の場合は、管理美容師であることを証する書類
- 3 構造設備の変更があった場合は、平面図（寸法及び設備の配置を明示すること。）